

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和6年5月8日

福岡市環境局脱炭素社会推進課

1. 公募の趣旨

本業務は、福岡市における住宅等への太陽光発電設備導入の後押しとして、住宅用太陽光発電パネルの設置可能容量や設置費用、電気代の節約額などがシミュレーションできる既存の太陽光発電ポテンシャルシミュレーション WEB サービスを活用し、福岡市民向けに、住宅等の太陽光発電ポテンシャル検索や補助金情報などを掲載した WEB ページの制作及びその運用を委託するものであり、住宅ごとの太陽光発電ポテンシャルのシミュレーションサービスを WEB 公開・運用している、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、見積もり合わせを実施する予定である。

2. 請負契約等の概要

(1) 業務件名

令和6年度住宅等の太陽光発電ポテンシャルの見える化業務委託

(2) 業務内容

既存の太陽光発電ポテンシャルシミュレーションサービスと連動した、福岡市民向け検索 WEB ページの制作、運用、保守管理

(3) 履行期間（予定）

令和6年5月から令和7年3月31日まで

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった見積もり合わせの手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

- (3) 本社所在地の市町村税を滞納している者でないこと。
- (4) 最近2年間、本社所在地の消費税、地方消費税、所得税又は法人税を滞納している者でないこと。
- (5) 会社更生法第17条に規定する更生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法（平成16年法律第75号。）第15条に規定する破産手続開始の申立てがなされている者、会社法第511条に規定する特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者又はその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号及び福岡市暴力団排除条例（平成22年条例第30号。以下同じ。）第2条第2号に規定する暴力団員である者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のある者、若しくは、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4. 公募要件

- (1) 建築物ごとの住宅用太陽光発電パネルの設置可能容量や設置費用、電気代の節約額などがシミュレーションできる太陽光発電ポテンシャルシミュレーションサービスをWEB上で公開していること。
- (2) (1)のサービスは、福岡市域の建築物を対象としてシミュレーションができること
- (3) (1)のサービスにおいて、福岡市域の建築物に係るシミュレーション結果に、福岡市の補助金情報などを記載できること。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。

5. 手続等

(1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和6年5月8日 ～ 令和6年5月22日までの（閉庁日を除く。）
9時から17時まで（12時から13時までを除く）

② 配布場所

環境局脱炭素社会推進部脱炭素社会推進課

所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号 13階

電話 092-711-4282

担当 馬場、田中

- ③ 配布方法
配布場所において配布します。
- ④ 配布書類
公募説明書、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

- ① 提出期間
令和6年5月8日 ～ 令和6年5月22日までの（閉庁日を除く。）
9時から17時まで（12時から13時までを除く）
- ② 提出場所
(1) ②に同じ。
- ③ 提出方法
応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

(3) その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。
- ③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6. 問い合わせ先

環境局脱炭素社会推進部脱炭素社会推進課
所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号
電話 092-711-4282
担当 馬場、田中